

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設運営連絡会設置要綱

(設置)

第 1 条 周辺地域住民と小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（以下「施設」という。）の運営について、相互の意見交換及び連絡調整を図ることを目的として、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設運営連絡会（以下「資源物中間処理施設運営連絡会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 資源物中間処理施設運営連絡会は、次の事項について、意見交換及び連絡調整を行う。

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 資源化事業の普及啓発に関すること。
- (3) 周辺環境への配慮に関すること。
- (4) その他、第 1 条に規定する目的達成のために必要な調整に関すること。

(構成)

第 3 条 資源物中間処理施設運営連絡会は、別表第 1 に掲げる自治会、マンション管理組合（以下「団体」という。）のうち、第 1 条に規定する設置目的に賛同する団体の代表者（以下「代表者」という。）及び別表第 2 の職にある者をもって構成する。

- 2 団体は、必要に応じて代表者のほか一の団体について 1 人まで、団体選出の専任者を置くことができる。

(代表者、専任者の届出)

第 4 条 前条に規定する団体は、書面により当該団体の代表者及び専任者の氏名、その他必要と認める事項を衛生組合管理者に届け出なければならない。

- 2 代表者及び専任者の任期は、その所属する団体の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第 5 条 資源物中間処理施設運営連絡会に会長及び副会長を置き、代表者の中から会長を、代表者又は専任者の中から副会長をそれぞれ互選により選出する。

- 2 会長は、資源物中間処理施設運営連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

- 4 会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、事務局がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 代表者又は専任者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同一の団体から選任された他の者が代理者として出席することができる。

(庶務)

第 7 条 資源物中間処理施設運営連絡会の事務局は、衛生組合に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資源物中間処理施設運営連絡会の運営に関して必要な事項については、資源物中間処理施設運営連絡会の意見を聞き、事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

団 体
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合
桜が丘森永住宅自治会
警視庁有家族者待機寮東大和住宅
プラウド地区自治会
タカギ青梅橋マンション自治会
タカギ第2青梅橋マンション自治会
オーベルグランディオ東大和管理組合

別表第2 (第3条関係)

職 名
小平・村山・大和衛生組合 施設を所管する課の課長